

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和8年4月1日
〔登録番号：第30号 有効期間：令和11年3月30日〕
長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 伊那労働基準協会
各労働基準協会

乾燥設備作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は一定の乾燥設備による物の加熱乾燥の作業（労働安全衛生法施行令第6条第8号）については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した資格を有する作業主任者を選任し、その職務に当たらせなければならないことになっております。（労働安全衛生法第14条）

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、この資格を取得する講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

- 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者
 - 学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の学科を専攻したものに限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後1年以上乾燥設備の設計・製作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの
 - 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者でその後2年以上乾燥設備の設計・製作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの
- ※申込書裏面の受講資格証明書は必ず記載、証明をお願いします。

2. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和8年6月11日(木)・12日(金)	2日とも8時40分から受付をし、9時開講です。		
会場	伊那技術形成センター 伊那市西箕輪2415-6			
締切日	令和8年6月1日(月)	定員	60名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

3. 申込方法

- 申込先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。（所在地は10.その他の下に掲載してあります）
- 提出書類（下記の2点を申込時に必ず提出して下さい）

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真1枚 (申込書貼付) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身(胸から上)(顔がサイズ画面いっぱいのも又ははみ出したものは受付いたしません)、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限ります。

4. 受講料 (消費税含む)

1名 15,400円 [内訳：本体14,000円 消費税(10%)1,400円]

5. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要) 「乾燥作業の安全」※テキスト代は改定される場合があります。

1冊 1,650円 [内訳：本体1,500円 消費税(10%)150円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

6. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には修了式で修了証を交付します。
なお、6月2日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送します。
(郵送代460円ご負担下さい。)

7. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは6月4日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。（労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。）
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

8. 講習科目・時間・講師

月日	講習科目	時間	講師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	さくらい環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	関係法令	9:00～11:00	
	乾燥設備及びその付属設備の構造及び取扱いに関する知識		
	乾燥設備、その付属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	15:30～17:30	
第二日目	乾燥設備、その付属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	9:00～11:00	
	乾燥作業の管理に関する知識		
	修了試験	16:30～17:30	
	修了式	17:30～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。また、昼休みはカリキュラムのとおりです。

9. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画書を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。

詳細につきましては

長野労働局職業安定部訓練課（TEL026-226-0862）までお問い合わせください。（助成金に限る）

助成金受給申請時に必要な受講証明（申請書）につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。（注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい）

10. その他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認ください。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。
- (3) 駐車場が狭いため、できる限り乗り合わせでお越しください。

【講習のお申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田1丁目4-11 岡谷商工会館 3階301号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町3丁目2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ https://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277